

石狩市外郭団体に関する指針

平成19年3月

石 狩 市

1 指針策定の目的

これまで外郭団体は、それぞれの設立目的に沿った事業活動を行うことにより、市の行政活動を補完するという役割を担ってきた。

しかしながら、官民の役割分担の考え方の浸透により、従来は官のみが行っていた分野、あるいは外郭団体がその専門性を発揮していた分野において、NPOや民間事業者等が参入するようになっている。

また、昨今の社会経済情勢の変化に伴い、市に対しては、より多様で高度な行政サービスの提供と危機的な財政状況、両課題を同時に解決することが至上命題となっている。

したがって、外郭団体においては、官民の役割分担を念頭に置き、社会経済情勢の変化に順応可能な効率的かつ柔軟性のある組織づくりを行うとともに、団体の設立目的や業務内容等を常に点検し、市に依存することのない自立した経営基盤をつくることが必要不可欠である。

本指針は、今後の市の外郭団体への関与のあり方や団体の健全経営の促進について整理するものである。

2 対象となる団体

この指針における「外郭団体」とは、本市が50%以上の出資・出捐を行っている団体又は職員を派遣している団体で、現に財政支援を行っている団体とする。

なお、石狩市土地開発公社については別途再建計画を策定することから、この指針の対象からは外している。

(1) 市が50%以上の出資又は出捐している団体

石狩市公務サービス株式会社
財団法人石狩市体育協会

(2) 市が職員の派遣を行っている団体

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会
社団法人石狩観光協会

3 基本的な考え方

市は、外郭団体（以下「団体」とする。）の組織、事業の実施状況や経営状況を把握した上で、必要な指導監督を続けるものの、団体の自主・自立の向上を図る観点から、これまでの人的及び財政的な支援については必要最小限度にとどめる。

一方、団体においては、市への依存体質から脱却し自立した経営基盤をつくるため、組織の効率化、給与制度の適正化、自主財源の確保、事務事業の見直しなどについて、積極的に取り組むこととする。

（１）市の関与のあり方

指導監督

市は、団体に対して、健全経営の推進に向けた取組み又は経営改善を求め、その進捗状況を確認し、必要に応じて指導を行う。その上で、団体の経営改善が極めて困難と判断される場合には、法的整理の措置等について検討を行うこととする。

- ・団体の経営状況の把握と必要な指導監督の実施

人的支援

市は、団体の自主・自立の向上を図る観点から、人的支援を行う場合には、団体の事業規模や事業内容、経営状況等、派遣の必要性を検証し、必要最小限度にとどめることとする。

- ・市職員派遣の見直し

財政的支援

市は、団体の自主・自立の向上を図る観点から、団体の人件費や運営費に対する補助は必要最小限度にとどめる。また、市から団体へ委託を行う際には安易に団体に委託することがないように、その必要性や効果、とりわけ民間事業者等と比較した場合の優位性・効率性について検証し、毎年度見直しを行うこととする。

- ・市補助金の削減

(2) 団体における取組み

中期経営計画及び経営改善計画の策定

各団体は、年度別事業計画と収支見込み等を記した「中期経営計画」により3ヶ年程度の中期目標を設定し、その目標に向けた経営を行うこととする。さらに、経営上問題のある団体は、改善すべき経営上の問題点・課題を速やかに把握し、計画の期間を設定した上で、今後の経営方針や改善に向けた具体的な取組項目等を明記した「経営改善計画」を策定することとする。

団体は、これらの計画に基づき健全経営の推進又は経営の改善に取り組むとともに、適切な進行管理を行う。

経営改善計画に盛り込むべき事項

- ・ 団体の経営方針
- ・ 計画実施の期間
- ・ 改善すべき課題
- ・ 改善に向けた実施項目及び数値目標
- ・ 項目実施の年次計画

責任体制の明確化

団体は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるよう、民間からの人材登用やプロパー職員の育成に努め、市に依存しない経営体制づくりを進めるほか、経営者の職務権限や責任を明確にする。

- ・ 経営者の職務権限や責任の明確化

組織体制の効率化と給与制度の適正化

団体は、業務内容や事業規模に応じた簡素で効率的な執行体制となるよう組織の見直しを行う。とりわけプロパー職員の新規採用については、事業委託や非常勤職員の活用も視野に入れ、中・長期的な事業計画を見据えながら慎重に行うこととし、採用にあたっては公募を原則とする。なお、組織の硬直化を避けるため、非常勤職員の雇用については、原則65歳までとする。

また、プロパー職員の給与について、安易に市に準じた給与や昇任制度を当てはめるのではなく、事業規模や事業内容、経営状況、業績等を反映した団体独自の給与制度を構築する。

- ・ 組織規則、事務処理規則等の諸規定の整備
- ・ 団体独自の給与制度の導入

役員報酬及び任期の制限

団体の役員報酬は、経営状況を十分勘案のうえ定めることとする。ただし、元市職員が役員である場合は65歳定年を原則とし、退職手当は支給しないこととする。

- ・役員報酬及び任期の設定

自主財源の確保と事務事業見直しの徹底

団体は、自立した経営基盤を確立するため、市からの補助金以外に、収益事業を積極的に実施するほか、会費や寄附金など自主財源の確保に努めること。特に、指定管理者としての料金徴収が経営上有利である場合には、積極的に利用料金制度の導入を図る。

また、健全な経営基盤の確立のため、業務内容を点検しコスト削減に努めるとともに、採算性の検証や民間の経営手法の導入を行う。

- ・自主財源の確保
- ・事務事業の見直し

市との連携強化

団体は、定款や規約の改正等、団体の経営及び市の財政的支援に大きな影響を及ぼす事項については、市と事前協議を行う。また、役員報酬や職員給与の改定、新規職員の採用を行う場合においても同様とする。

- ・重要事項に関する市との事前協議の実施

情報公開の推進

団体は、業務及び財務等に関して作成した事業報告書、財務諸表など団体の経営状況等のほか、役員の就任状況や経営改善計画等について、市の情報公開コーナーの利用や団体の独自ホームページを開設するなどにより、市民への積極的な情報提供に努める。なお、業務上取得した個人情報の保護については万全を期すものとする。

- ・財務情報の公開
- ・役員の就任状況及び役員報酬の公開
- ・団体ホームページの立ち上げ及び運営管理

発行：平成19年3月
編集：石狩市企画財政部行政経営推進室
行財政改革担当

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL:(0133)72-3633

FAX:(0133)75-2275

E-mail:gkeiei@city.ishikari.hokkaido.jp

